

開業医の利用する情報源

浅沼愛九

獨協医科大学図書館

導入 現在、日本には 262,687 人の医師がいる。¹⁾そのうち、医療法に定められている診療所²⁾の医師は 90,443 人、一般病院³⁾に勤務している医師が 115,993 人、医育機関付属の病院⁴⁾——いわゆる大学病院——に勤務している医師が 43,138 人いる。従来は大学病院勤務医を対象とした調査がなされ、医療の中心を担っている一般病院の勤務医や診療所の開業医を対象とした調査はほとんど行われてこなかった。そこで筆者は一般病院の勤務医、開業医が日常の診療から発生する疑問にどの情報源を用いて解決しているのかを明らかにするために調査を行った。質問項目の作成に当たっては山口ら (2000)⁵⁾や Smith (1996)⁶⁾等を参考にした。

調査概要 2004 年 7 月～8 月に首都圏の臨床医を対象として質問紙調査を行った。350 枚配布し、227 枚を回収した (回収率 64.9%)。主な質問項目は①診断・治療関連に用いる情報源の使用頻度と信頼度、②薬事関連に用いる情報源の使用頻度と信頼度、③一日の診療で発生する疑問の数とその解決率、④Minds の認知度、診療ガイドラインについての意識等である。

調査結果 全体的な傾向としては、①については雑誌、図書が上位に上がり、従来の調査とほぼ同様の結果であった。②については製薬企業の担当者、雑誌、図書が上位に上がった。③について 1 日に発生する疑問は 10 以内、解決率は 50%以上と回答する医師が過半数であった。④Minds の認知度は本質問紙で初見という回答が過半数であり、診療ガイドラインについては参考にする、疑問があれば参考にするという回答が過半数を占めた。

注・引用文献

1. 厚生省大臣官房統計調査部編. 医師・歯科医師・薬剤師調査. 東京. 厚生統計協会. 2002.
2. 医療法第 1 条 5 の 2 には「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。>と記されている。
3. 医療法第 1 条 5 の 1 には「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。>と記されている。
4. 前掲 1 の文献の末尾にある用語説明の「医育機関附属の病院」の項目には「学校教育法に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。」と記されている。
5. 山口直比古,阿部信一,諏訪部直子,平吹佳代子,真下美津子,牛沢典子.日本における臨床医に対する情報サービスの現状.丹後俊郎.平成 11 年度構成科学研究費補助金特別研究事業報告書:21 世紀の保健・医療・福祉分野における EBM による新しい情報提供機能の確立のための調査研究,2000,p51-65.
6. Smith, Richard. What clinical information do doctors need?.BMJ.313,1996,p1062-1068